

定 款

社団法人 海外環境協力センター

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-8

芝公園アネックスビル7階

TEL 03 (5472) 0144

FAX 03 (5472) 0145

社団法人海外環境協力センター定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、社団法人海外環境協力センター（以下「センター」という。）と称する。
- 2 センターの英語の名称は「Overseas Environmental Cooperation Center, Japan」とし、「OECC」と略称する。

(事務所)

- 第2条 センターは、主たる事務所を東京都港区芝公園3丁目1番8号に置く。
- 2 センターは、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

- 第3条 センターは、海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動等を通じ、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 海外の環境保全に関する基礎調査及び企画調査
 - (2) 海外の環境保全に関する研究、技術開発及びこれらの成果の普及
 - (3) 国その他の機関が行う人材養成等の海外の環境保全事業に対する協力
 - (4) 海外の環境保全に関するシンポジウム、国際会議の開催及びこれらへの参加
 - (5) 海外の環境保全に関する資料の収集、情報の提供及び出版物の刊行
 - (6) 海外の環境保全に関する民間団体の事業に対する協力及び支援
 - (7) 会員相互の情報及び技術の交流
 - (8) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

- 第5条 センターの会員は、次の各号に掲げるものとし、そのすべてをもって民法上の社員とする。
- (1) 環境分野のコンサルタント業務又は環境観測・測定分析業務を営む法人であってセンターの目的に賛同して入会したもの
 - (2) 環境保全施設・設備の製造・建設業務、環境測定機器の製造・販売業務その他これらに関連する業務を営む法人であってセンターの目的に賛同して入会したもの
 - (3) 地方公共団体その他環境保全に関する事業を行う団体であってセンターの目的に賛同して入会したもの

(入会)

第6条 センターに入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別の規則に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員がセンターを退会しようとするときは、書面により届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 センターに、次の役員を置く。

理事 20人以上30人以内

監事 2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。
- 3 理事のうち、1人を会長、若干名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事は、会員を代表すると認められる者及び学識経験を有する者の中から総会において選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事、常務理事は、理事のうちから総会において選任する。
- 3 監事は、会員を代表すると認められる者の中から総会において選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、センターを総理する。

- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、センターの常務を統括し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、センターの常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、センターの業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び環境大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員のために選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、この役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、理事長が理事会の議決を経て指定する役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 センターに顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について参画し、理事会の諮問に応ずる。

4 顧問は、非常勤とする。

第4章 総会

(種別)

第19条 センターの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 定款の変更

(4) 規則の制定及び改廃

(5) 解散

(6) その他センターの運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の要請があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

(会員への通知)

第29条 総会で議決した事項は、会員に通知する。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(準用)

第35条 理事会には、第25条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第36条 センターの適正かつ円滑な運営のため、理事会に運営委員会を設けることができる。

- 2 運営委員会は前項の目的の達成のため、理事会の審議事項についての必要な調査等を行う。
- 3 運営委員会は理事の互選により選出された10名以内の理事をもって構成する。
- 4 運営委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 部会及び専門委員会

(部会及び専門委員会)

第37条 センターは、第4条の事業を遂行するために、部会又は専門委員会を設けることができる。

- 2 部会又は専門委員会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第38条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 センターの財産は、理事長が理事会の定める方法により管理する。

(経費の支弁)

第40条 センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、速やかに登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第44条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第45条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第47条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第48条 センターの解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第49条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する規則は、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本センターの運営上必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本センターの設立許可のあった日から施行する。
- 2 海外環境協力センター（住所 東京都渋谷区広尾5丁目16番）の正会員、賛助会員又は特別会員であって、現に第5条(1)、(2)及び(3)に規定する資格を有する法人又は団体は、前項に規定する日にそれぞれセンターの会員A、会員B、会員Cになったものとみなす。
- 3 センターは、海外環境協力センターの解散日における一切の権利義務を承継するものとする。
- 4 センターの設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成3年の通常総会の日までとする。
- 5 センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 センターの設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

附 則

この定款の改正規定は、認可のあった日（平成8年6月21日）から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成8年7月1日から施行する。

附 則

この定款の改正規定は、認可のあった日（平成9年8月15日）から施行する。

附 則

この定款の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この定款の改正規定は、平成17年9月1日から施行する。

